

憲法理念に反する天皇代替わり儀式に反対する声明

政府は新天皇の即位にあたって、5月1日には^{けんじとうしやうけい}劍璽等承継の儀、^{そくいごちやうけん}即位後朝見の儀を憲法7条の国事行為の儀式として行い、10月22日には^{そくいれいせいでん}即位礼正殿の儀、^{しゆくがおんれつ}祝賀御列の儀、そして4日間にわたる^{きやうえん}饗宴の儀も同じく国事行為として行うとしている。また、11月14日・15日の^{だいじやうさい}大嘗祭については、「即位に不可欠な『公的性格』をもった儀式」として行うとしている。

これらの儀式は、大日本帝国憲法のもとで天皇が神聖で、元首として統治権を握り、陸海軍を統帥するという絶対的な存在だったことに合わせ、1909年の^{とうきよくれい}登極令で定められたものとほぼ同じである。それは女性天皇を認めず、譲位を認めず、即位礼と連続して大嘗祭を実施するという明治以降に「創られた」神権天皇制の代替わり儀式である。

朝見の儀は、臣下である首相や衆参議長が天皇に接見するという儀式である。予定されている即位礼正殿の儀は、天皇が高さ5.9mの^{たかみくら}高御座に昇り、傍らには^{あまてらすおのみかみ}天照大神から授けられたという神話に基づく三種の神器の剣と璽が置かれた場で行われる。天皇の即位の「お言葉」の後、首相をはじめ参列者が万歳三唱を行い、自衛隊が礼砲を行うとされている。このような儀式が日本国憲法の国民主権原理に反することは明らかである。また天皇の神聖性を根拠づける三種の神器を儀式で使用することは政教分離規定に抵触すると考えざるをえない。

大嘗祭の内容は、新天皇が神聖な新米などを皇祖神、天照大神に供え、「^{おつげふみ}御告文」を読み上げたのち自らも神とともに食べ神性を獲得するというもので、明らかに神道儀式である。このような大嘗祭を政府が27億円の費用を投じて行うことは政教分離規定に反することは明白である。

安倍首相は、4月末の改憲集會にメッセージを寄せ、「来月には新しい令和の時代がスタートする。憲法は国の理想を語るもので、次の時代への道しるべだ。新しい時代のスタートラインに立って、国の未来像について真正面から議論を行うべき時に来ている。」と述べている。これは新天皇の即位を利用して改憲の機運を高めようとするもので、看過できない天皇の政治利用である。今後の代替わりに関わる儀式、さらに憲法上の根拠のない象徴天皇の様々な「公的行為」が現政権によって政治利用されることを私たちは危惧する。

さらに新元号や一連の代替わり儀式について、政府・マスコミあげて「祝意」、「敬意」のムードが作られ、天皇制に対する自由な言論が抑制されるような空気が社会全体を覆っていることは日本の民主主義を危うくする問題であると考えられる。また、戦前のように学校教育をこうしたムード作りに利用することは絶対に許されない。

戦後、日本国憲法の理念と固く結びながら歴史教育・社会科教育の実践・研究を積み重ねてきた私たち歴史教育者協議会は、国民主権原理、政教分離規定に反する新天皇の代替わり儀式とその政治利用に強く反対することをここに表明する。